

○品田委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和7年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。認定第1号、認定第2号、認定第6号、認定第8号、認定第11号、議案第1号ないし議案第6号、報告第4号及び報告第5号の以上13件につきまして、理事者から説明願います。

○金澤税務部長 認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算の認定のうち、税務部所管分につきまして御説明申し上げます。

まず、市税歳入につきまして御説明申し上げます。市税決算説明資料の1ページ、2ページを御覧ください。表の下から3行目の合計欄になりますが、1ページ、左から3列目にあります予算現額400億円に対し、その2つ右にあります収入額は399億5千789万3千655円で、差引きといたしましては4千210万6千345円の減、率にいたしますと0.1%の減となっております。減となった主な税目につきましては、表の中段にあります市たばこ税でたばこの売渡し本数が減少したことにより、予算現額30億9千557万8千円に対し、収入額は29億7千236万8千369円で、差引き1億2千320万9千631円の減、率にして4%の減となっております。なお、市税全体での収入率につきましては、2ページの右側にあります収入率の欄の下から3行目にありますとおり、市税全体で98.26%となっており、前年度の98.45%と比べ0.19ポイントの減となっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。決算事項別明細書の90ページ、91ページを御覧ください。表の下段部分の2款2項徴税費が税務部所管事業であり、決算総額は予算現額6億9千846万1千円に対し、支出済額6億6千815万8千252円で、執行率95.7%となっております。このうち、主な事業ですが、91ページの備考欄中、頭にアスタリスクがついている事業の下から2番目、税総合オンラインシステム整備費でございます。令和6年度においては、個人市民税の定額減税等の税制改正に伴うシステム改修を行い、2億9千373万8千500円を執行したところでございます。

以上、概略ではありますが、税務部所管に関わります令和6年度一般会計決算についての説明となります。

よろしくお願ひいたします。

○樽井市民生活部長 初めに、認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算の認定のうち、市民生活部所管分につきまして御説明申し上げます。

資料はございませんが、部全体の歳入、歳出についてであります。

まず、歳入でございますが、予算現額8億8千957万5千円に対しまして、収入済額は7億9千792万1千994円となっております。歳入の主なものとしましては、16款使用料及び手数料が2億5千511万6千832円、17款国庫支出金が2億8千861万4千86円などであります。

次に、歳出でございますが、予算現額17億6千559万3千円に対しまして、支出済額16億

1千241万9千788円、繰越額2千169万3千円であり、不用額は1億3千148万212円、執行率は91.3%となっております。

続いて、市民生活部が所管する事業は、経常費24事業、臨時事業費21事業、合わせて45事業となりますが、その主なものについて御説明申し上げます。

主要施策の成果報告書62ページを御覧ください。地域情報共有プラットフォーム運営費でございます。この事業は、地域主体のまちづくりの推進に向け、地域情報共有プラットフォーム「あさひかわ くらしのアプリ」及び地域見守りアプリの維持管理及び機能の追加等により、情報共有の充実及び地域活動の活性化を図ろうとするものであります。令和6年度は、両アプリのシステム改修や持続可能な地域コミュニティーづくりに向けた先進事例調査及びその報告会を開催しております。また、児童生徒、学生が地域課題を見つけ、その解決に向けたアイデアの考案及び社会実装を目指す取組として地域課題解決デザインコンテストを開催し、持続可能な町内会活動の確立に向け、若年層も含めた地域住民の意識醸成を図るなど、事業費としては1千718万3千893円を執行しております。

次に、64ページを御覧ください。市民課窓口ICT化推進費でございます。この事業は、窓口利用者の利便性向上及び事務の効率化を図るため、窓口支援システムやキャッシュレス決済端末等の円滑な運用など、市民課窓口のICT化を推進するものであります。令和6年度は、限られた資源でサービスの向上及び業務の効率化を実現するために、旭川市次世代総合窓ログランドデザインを4月に策定し、これに基づく総合窓口のサービス向上や業務手順の可視化、総合案内等に導入するシステムの検討に向けた試行を行っております。また、マイナンバーカード等を活用した特例転入データ連携に係る窓口支援システムの改修を行うなど、利用者の利便性向上や事務の効率化を進めており、事業費としては5千403万922円を執行しております。

次に、決算事項別明細書を御覧ください。93ページの市民課DX推進費、総合窓口運営費でございます。これらの事業は、窓口機能を低層階に集約し、複数の手続をまとめて行うことを目的に設置された総合窓口の円滑な運用を推進するとともに、利用者が安心して目的を果たせる窓口を提供するため、住民基本台帳事務、戸籍事務及びマイナンバー事務において運用しているシステムについて標準化、最適化を図りながら、手続のDXを進めることにより、窓口での利便性を高めようとするものであります。令和6年度は、市民課が所管するシステムについて、法改正への対応など必要な改修を行うとともに、令和6年5月27日からは、国外転出者向けマイナンバーカードの交付を開始し、同年12月2日からはマイナンバーカード特急発行制度を開始したところであり、事業費としては、市民課DX推進費で2億7千456万4千87円、総合窓口運営費で2千247万5千864円を執行しております。

以上が、令和6年度一般会計決算の概要でございます。

続きまして、議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算の9ページを御覧ください。2款3項1目、住民記録及び謄抄本事務費228万1千円についてであります。昨年度、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等への出入国管理に関する特例法が一部改正され、在留カード及び特別永住者証明書の件名に記載される住居地情報を市区町村において、在留カード及び特別永住者証明書のI

Cチップに記録することが必要となったところでございます。これに伴い、住居地情報の記録に対応した端末を新たに市民課及び市内7支所に各1台、計8台配置する必要があり、今年度内にこれらの調達を要することから、補正しようとするものであります。財源につきましては、全額を国庫支出金で措置しております。

同じく9ページ、3款1項4目、国民年金費292万6千円についてであります。令和元年10月の消費税率10%引上げに伴い、国が低所得者の年金受給者等への上乗せ給付として年金生活者支援給付金を支給しておりますが、当該給付金の受給要件の判定に必要な所得情報を関係法令に基づき、市から北海道国民健康保険団体連合会を介して、日本年金機構に提供しております。この所得情報の提供は、国が定める情報交換媒体作成仕様書に基づいてデータを作成し、ネットワークを通じて提供しておりますが、令和7年度税制改正に伴い同仕様書が改正され、これに対応するためのシステム改修を今年度内に要することから、補正しようとするものであります。財源につきましては、全額を国庫支出金で措置しております。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○川邊福祉保険部長 本定例会に提出している議案のうち、福祉保険部所管に係る事項について御説明を申し上げます。

初めに、認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算の認定でございます。

本日、資料はございませんが、決算の概要について御説明をいたします。

福祉保険部の歳入総額でございますが、予算現額317.2億円に対し、収入済額312.2億円であり、その大部分は国庫支出金で234.2億円となっております。

次に、歳出総額でございます。予算現額629.1億円に対し、支出済額599.9億円、執行率は95.4%、一般会計全体に占める割合は33.2%となっております。また、その大部分は扶助費で362.1億円となってございます。なお、翌年度繰越額は3.8億円、不用額は25.4億円となっております。

続いて、福祉保険部が所管する経常費33事業、臨時費56事業の合わせて89事業のうち、主な事業について、主要施策の成果報告書に基づき御説明を申し上げます。

19ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の障害者相談支援費です。決算額は1億2千384万9千円になります。これは、障害者が自立した社会生活を営むことができるよう、各種相談事業を実施し、障害者や障害児の福祉増進を図るもので、令和6年度はこれまでの相談事業に加え、医療的ケア児等のコーディネーターや看護師を配置した相談窓口を開設し、より細やかな相談支援を行っております。

次に、33ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の地域共生社会推進費であります。決算額7千875万2千円です。これは、制度のはざまや複雑化した課題を抱えながら必要な支援を受けていない世帯を対象に、地域まるごと支援員による包括的な支援を行うもので、令和6年度は支援員を2名増員して体制を強化し、地区内で困り事の解決をするための仕組みづくりを支援いたしてまいりました。

続いて、34ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の民生委員児童委員ICT活用推進費です。決算額は1千832万3千円です。これは、高齢化や新たな担い手確保が課題となっている民生委員・児童委員について、ICT技術を活用し、活動負担の軽減や知識や経験の共有、

継承に資するシステムを開発するもので、令和6年度は操作説明を兼ねたモニターテストを行いながら、A I技術を活用したF A Qシステムを開発しております。

続いて、3 5ページを御覧ください。3款1項3目老人福祉費の介護人材確保支援費でございます。決算額は8 6 4万円です。これは、担い手確保が急務となっている介護・福祉人材について、安定的な人材確保と働きやすい環境づくりに向けた取組を推進するもので、令和6年度は事業者向けに介護助手の導入を推進するための説明会等を実施したほか、市民向けに写真展の開催やパンフレットの配布により、介護分野のイメージアップに取り組んでまいりました。

次に、3 6ページを御覧ください。3款1項3目老人福祉費の地域介護予防活動支援事業費です。決算額は7 9 1万4千円です。これは、高齢者の自主的な介護予防活動を促進し予防効果を高めることを目的に、令和6年度は介護予防インストラクターの派遣回数の上限をこれまでの2 0 0回から3 0 0回に拡充することで、健康体操などサークル活動の継続及び充実を図っております。

次に、3 7ページを御覧ください。3款1項3目老人福祉費の介護予防高齢者補聴器購入助成費でございます。決算額は1 9 6万9千円です。これは聴力低下による高齢者の閉じこもりを防止するため、補聴器の購入費を助成することで外出や地域交流を支援し、介護予防や福祉の増進を図るもので、令和6年度からモデル事業として実施しており3 9件を助成いたしております。

次に、3 8ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の福祉タクシー利用料金等助成費です。決算額は9 千 6 6 2万1千円です。これは在宅障害者の外出を促すためにタクシー運賃や自家用車の燃料費を助成し、生活圏拡大と福祉の増進を図るもので、令和6年度は助成額の変更や対象者の拡充を行っており、交付者数は前年と比べ2 千 6 4 1人増の6 千 9 6 2人となっております。

次に、7 2ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の生活安心応援給付金支給費です。決算額は6 千 5 1万7千円です。これは国の交付金を活用し、本市独自の給付金を実施するもので、住民税均等割のみ課税世帯5 千 5 6 5世帯に対し、1世帯当たり1万円の給付を行っております。

続いて、認定第2号、令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定でございます。決算事項別明細書の1 6 0ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額3 3 5億7千5 9 4万円に対し、歳出総額が3 3 3億3千7 5 0万1千円であり、実質収支は2億3千8 4 3万9千円の剰余となっております。会計全体の収入率は9 3. 9%、執行率は9 3. 2%となっております。

続きまして、認定第6号、令和6年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定でございます。1 9 6ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額3 7 4億3千1 4万円に対し、歳出総額が3 6 9億2千5 0 5万6千円であり、実質収支は5億5 0 8万4千円の剰余となっております。会計全体の収入率は9 7. 7%、執行率は9 6. 4%となっております。

続きまして、認定第8号、令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定でございます。2 0 8ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額6 3億1千1 3 1万円に対し、歳出総額が6 3億7 6 8万8千円であり、実質収支は3 6 2万2千円の剰余となっております。会計全体の収入率は9 6. 3%、執行率は9 6. 3%となっております。

以上が、令和6年度決算についての概要でございます。

続いて、令和7年第3回定例会補正予算について御説明をいたします。

まず、議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算でございます。

補正予算書9ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の障害者自立支援給付費につきましては、前年度に交付を受けた道負担金の精算に伴う償還金として、3千282万7千円を補正いたします。財源は全額一般財源です。

次に、3目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金につきましては、事業者が令和3年度に補助事業により設置した水害対策設備について、他法人への事業譲渡に伴い、国に返還金を納付する必要が生じたため、償還金として577万5千円を補正いたします。財源は全額諸収入となっております。

次に、介護人材確保支援費につきましては、介護人材確保のための体制構築を支援する補助金について、対象メニューを拡大するため、170万円を補正いたします。財源は、国庫支出金が97万4千円、一般財源が72万6千円です。

次に、補正予算書10ページを御覧ください。2項2目児童措置費の障害児通所給付費につきましては、前年度に交付を受けた道負担金の精算に伴う償還金として2千230万6千円補正いたします。財源は全額一般財源です。

次に、3項1目生活保護総務費の管理事務費につきましては、現在行っている保護決定通知書等の封入封緘作業について、令和7年11月の生活保護システムの新システムへの移行により、現在使用しているプリンターが未対応となり自前の作業ができなくなることから、本作業を外部委託するため、93万5千円を補正いたします。財源は全額一般財源でございます。

次に、生活保護システム管理費につきましては、令和8年度に変更となる被保護者調査の調査項目変更に伴うシステム改修で88万円を補正いたします。財源は国庫支出金が44万円、一般財源が44万円です。

続きまして、議案第2号、令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書17ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費の管理事務費につきましては、子ども・子育て支援金の納付制度新設に対応するシステム改修のため、1億2千630万8千円を補正いたします。財源は全額道支出金です。

続きまして、議案第3号、令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書18ページを御覧ください。6款1項3目償還金につきましては、前年度に交付を受けた支払基金交付金と道支出金の精算に伴う償還金として、1億4千963万3千円を補正いたします。財源は全額基金繰入金です。

続きまして、議案第4号、令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございます。補正予算書19ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費の管理事務費でございますが、国民健康保険事業特別会計と同様、子ども・子育て支援金の納付制度新設に対応するシステム改修のため、5千461万5千円を補正いたします。財源は全額道支出金です。

以上が、今回提案しております補正予算の概要でございます。

最後に、報告第4号、専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

本件は、本年5月12日14時50分頃、福祉保険部職員が訪問調査のために対象者宅へ訪問し、終了後、立ち上がった際に体勢を崩し、はずみで共同住宅内の壁に左肘をぶつけ、直径4センチメートルほどのくぼみができたものでございます。この事故により、当該共同住宅所有者に損害を与

えたものであり、市の過失割合を100%、損害賠償額を6万1千160円と定め、6月30日に専決処分をさせていただいたものでございます。

自動車事故を含む訪問活動中の事故につきましては日頃から職員に対し注意喚起しているところですが、今後一層の徹底を図り再発防止に努めてまいります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告いたします。よろしくお願ひいたします。
○山口健康保健部長 本定例会に提案しております議案のうち、健康保健部所管に関わる事項について、順次御説明申し上げます。

初めに、認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算の認定のうち、健康保健部所管分の決算概要について御説明いたします。

資料はございませんが、歳入の決算状況から御説明いたします。当初予算額3億5千579万4千円に新型コロナ対策関連繰越額2千3万8千円及び新型コロナ対策関連等補正額4億990万6千円を加えた予算現額7億8千573万8千円に対し、収入済額6億283万206円で、収入率は76.7%となっております。差引額1億8千290万7千794円の主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種関連の諸収入分となっております。また、収入済額の主なものといたしましては、諸収入のワクチン生産体制等助成金が1億8千316万4千400円、道支出金のコロナ健康新型コロナウイルスワクチン接種事業に使用料及び手数料のと畜検査手数料が5千262万600円となっております。

続きまして、歳出についてありますが、当初予算額14億8千968万2千円に新型コロナ対策関連補正額等9億7千782万4千760円を加えた予算現額24億6千750万6千760円に対し、支出済額21億4千668万6千199円で、執行率は87.0%となっております。また、不用額は3億2千82万561円であり、その主なものといたしましては、定期接種となった新型コロナワクチン接種事業に不用額が生じたものであります。

以上が、健康保健部所管分の令和6年度歳入歳出決算の全体概要となります。

続きまして、歳出の事業別の状況についてありますが、健康保健部所管分の経常費23事業、臨時費15事業の計38事業のうち、主な6つの事業につきまして、歳入歳出決算事項別明細書に基づき御説明をいたします。

初めに、105ページを御覧ください。4款1項2目予防費の右側備考欄のがん対策費2億4千435万3千733円であります。本事業は、がんの早期発見、早期治療により、死亡者の減少や、がん予防に係る知識の普及啓発等により、市民の健康意識の向上及び健康寿命の延伸を目指すもので、延べ5万3千297人に対し、各種がん検診等を実施したものです。受診率は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度に大きく減少して以降、令和4年度まで回復傾向にありましたが、令和5年度に減少し、令和6年度では胃、肺、大腸がん検診は微増、乳がん及び子宮がん検診は回復が顕著となっております。今後とも、受診率の向上に向け、個別受診勧奨、企業と協力した検診PRなど、様々な機会を捉えた啓発活動等に取り組んでまいります。また、本事業において、がん治療に伴うウイッグ等の購入費用に対する助成制度を令和6年8月から開始し、93件助成しているところであります。

次に、5つ下にあります予防接種費、11億7千291万6千207円であります。本事業は、予防接種法に基づき定期予防接種を円滑に実施することで、個人の発病予防及び重症化の防止、さ

らに、集団での感染症に対する蔓延予防を図るものであり、昨年度は新型コロナワクチンも定期接種に加わり、計17疾病に対するワクチン接種等を延べ11万4千550人の市民に実施いたしました。

次に、107ページを御覧ください。備考欄の上から2つ目にはスマートウェルネス推進費730万8千990円あります。本事業は、令和5年度に策定したスマートウェルネスあさひかわプランに基づき、歩くことをきっかけとした健康増進活動の推進を図るもので、昨年4月から運用を開始したあさひかわ健幸アプリの登録者数は、令和6年度末時点では1万1千974人、本年8月時点では1万4千人を超えているところであります。また、昨年度は、神楽市民交流センター及び永山市民交流センターに測定スポットとして体組成計を新たに設置し、既存の総合庁舎を含め3か所で健康測定会を開催したところであります。

次に、その下にあります新型コロナウイルスワクチン接種事業費2億5千222万1千628円と、485万9千357円あります。本事業は、令和5年度で終了となった新型コロナワクチン特例臨時接種に係る事業終了後の事務処理として、接種業務を実施していた医療機関への委託料の支払い、ワクチン保管庫の処理や電話交換機の撤去、退去時の清掃など、事務所の閉鎖に関わる費用のほか、国の補助金の償還をするために支出したものであり、新型コロナウイルスに係る事業について、一定程度めどがついたことから、令和6年度で終了となっております。

次に、同ページ、4款1項3目環境衛生費の備考欄の10番目には普通公衆浴場燃料価格等高騰対策費の590万円あります。物価高騰に対する緊急支援として実施いたしました本事業は、市民の生活に欠かすことのできない生活衛生関係営業の中で、物価統制令によって入浴料金が統制されている旭川市内の普通浴場の営業者に対し、光熱費や燃料費などが高騰する中においても衛生的管理を確保しながら継続して事業が行えるよう、燃料価格高騰分の一部を支援するため、市内全ての普通浴場施設へ支援金を支給したものです。

最後に、事項別明細書には記載されておりませんが、4款1項2目の予防費、旭川がん検診センター施設整備補助金について御説明いたします。本事業は補正予算において166万円を計上しておりましたが、全額不執行となっております。これは令和6年度中の令和7年3月下旬に着工予定でありました旭川がん検診センターの改築工事について、北海道対がん協会が実施した一般競争入札が不落札となり、補助対象事業の改築工事が中止となったことによるものであります。

以上が、概括的ですが、健康保健部所管分の令和6年度決算の概要になります。

続きまして、健康保健部所管分の条例改正について御説明をいたします。

議案第5号、旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理しようとするものでございます。施行日につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行日と合わせ、令和7年11月20日としております。

健康保健部所管分の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○太田環境部長 本定例会提出議案のうち、環境部に関わりのある案件について御説明いたします。

初めに、認定第1号、令和6年度一般会計決算の認定のうち、環境部所管分についてでございます。

資料はございませんが、環境部全体の決算概要といたしまして、歳入につきましては、予算現額42億6千646万7千871円に対し、収入済額は40億6千171万2千539円、差引き2億475万5千332円の減となっております。主な減要素といたしましては、ごみ袋等の販売数が見込みを下回ったこと、清掃工場の余剰電力の売電単価が想定を下回ったこと、ペットボトルの落札単価が見込額を下回ったこととなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額66億4千605万9千円に対しまして、支出済額は60億1千501万4千913円、執行率は98%、不用額は1億3千104万4千87円となってございます。不用額が生じた主な要素といたしましては、家庭ごみ処理費用適正化事業費における指定ごみ袋の購入単価の減、ごみ収集運搬費における委託業務の入札差金、環境センター管理費における放流水量減量減に伴う下水道使用料の減と委託業務の入札差金、缶・びん等資源物中間処理施設整備費における工事請負費の入札差金となってございます。

それでは、資料の決算事項別明細書の106ページを御覧ください。上から2段目、4款1項3目環境衛生費の主な事業について順次御説明いたします。107ページの環境衛生費の備考欄を御覧ください。

初めに、備考欄の中段14段目にございます鳥獣対策費の決算額1千591万916円につきましては、繁殖期に威嚇行為を行うカラスや、人の生活圏に出没するヒグマへの対策を実施したもので、令和6年度はヒグマ対策として、前年度と同様に市街地への侵入防止対策として、電気柵の設置や草刈り、センサーダーマラなどによる監視などに取り組んだほか、郊外における生息状況等の調査やDNA検査による個体識別に取り組んだところでございます。

次に、その5つ下、地球温暖化対策推進費の決算額1千663万6千595円につきましては、地球温暖化対策の普及啓発を行うもので、令和6年度は出前講座や植樹イベントを実施したほか、旭山動物園を核とし、地域脱炭素の象徴をつくる取組であるゼロカーボンZOOの方向性の整理を行いました。また、市内中小企業者の脱炭素経営への後押しを図るため、令和5年度から繰り越した国の交付金を活用し、温室効果ガス排出量の可視化を行う費用の一部補助も実施しております。

次に、その1つ下、地域エネルギー設備等導入促進費の決算額350万4千100円につきましても、令和5年度から繰り越した国の交付金を活用し、市民及び市内事業者による再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入に関わる費用の一部補助を実施したものであります。

次に、その1つ下、地域木質バイオマス利活用促進事業費の決算額503万2千円につきましては、地域の森林資源を生かした木質バイオマスの利活用に向けた普及啓発を図るため、ペレットストーブなどの設置費用の一部を補助したものでございます。

次に、108ページを御覧ください。4款2項1目じん芥処理費の主な事業について御説明いたします。109ページ、じん芥処理費の備考欄を御覧ください。

上から2つ目、家庭ごみ処理費用適正化事業費の決算額1億9千694万9千374円につきましては、家庭ごみの有料化を適正かつ円滑に運営するため、指定ごみ袋や手数料シールの製造、保管、配送のほか、手数料の徴収や減免などの収納管理を行ったものでございます。

次に、その2つ下、資源リサイクル費の決算額3億1千415万2千871円につきましては、ごみの減量化を推進するため、分別収集したペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装などの資源物の中間処理及び資源化を実施したものでございます。

次に、その2つ下、廃棄物最終処分場管理費の決算額5億4千196万4千377円につきましては、燃やせないごみなどの安定的な埋立て処理をするために、旭川市廃棄物処分場の運営管理及び中園廃棄物最終処分場の維持管理を実施したものでございます。

次に、その2つ下、清掃工場管理費の決算額5億4千831万5千36円につきましては、燃やせるごみの安定的な焼却処理と発生したエネルギーの有効活用を図るため、近文清掃工場の運営管理を行ったものでございます。

次に、その3つ下、ごみ収集運搬費の決算額14億6千569万6千320円につきましては、各家庭からごみステーションに排出される各種ごみなどを速やかに収集するため、民間の中に業者に業務を委託したものでございます。

次に、その12個下になります次期最終処分場整備費の決算額6千535万7千244円につきましては、令和12年度からの供用開始を予定している次期最終処分場の基本設計と検討に必要な環境影響調査を実施したものでございます。

次に、その3つ下、缶・びん等資源物中間処理施設整備費の決算額22億7千604万4千393円につきましては、近文リサイクルプラザに代わり、10月1日に供用開始となる旭川市リサイクルセンターの建設工事及び外構工事を実施したものでございます。

次に、その2つ下、近文清掃工場基幹的設備改良事業費の決算額3億7千49万5千420円につきましては、平成8年の供用開始から約50年間の運用をめどとした、近文清掃工場の再延命化工事を行ったものでございます。

次に、その1つ下、家庭ごみ処理手数料物価高騰対策費の決算額1千701万4千871円につきましては、令和5年度から繰り越した国の交付金により、物価高騰対策として、未就学児を養育している世帯に対して10リットルの燃やせるごみ用の指定ごみ袋を配付し、家計の負担軽減を図ったものでございます。

次に、その2つ下、粗大ごみ収集デジタル化事業費の決算額311万6千765円につきましては、令和6年度から新たな取組として、粗大ごみの収集において市民の利便性の向上と業務の効率化を図るため、休日夜間などでも申込みが可能なオンライン受付システムの運用を開始したほか、収集車の配車、収集ルートの自動作成について実証実験を行い、本格稼働に向けた整備を進めたものでございます。

環境部所管の一般会計決算に係る説明は以上となります。

続いて、議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、環境部所管に関わる事項について御説明申し上げます。一般会計補正予算書の10ページを御覧ください。

4款2項1目じん芥処理費のうち、粗大ごみ収集デジタル化事業費につきましては、粗大ごみ収集の際に配車やコース選定などを自動で行うシステムの導入に関わる費用で、令和6年度に行った実証実験を踏まえ、今年度において費用対効果等を整理し検証した結果、コスト縮減に向けた本システム運用が可能との判断になったことから、令和9年度当初の実用化に向けたシステム開発を速やかに進めるため、今年度に公募型プロポーザル方式による事業者選定を行うための審査委員報酬費用として、3万1千円の増額補正を行うものでございます。財源は全額一般財源でございます。

次に、その下、中園廃棄物最終処分場解体撤去費につきましては、本年7月24日付で当該処分場が廃止となったことから、現在ポンプ圧送により水処理施設を経由して河川へ放流している浸出

水を自然流下で直接河川へ放流できるよう切り替えるための工事費用として、1千695万1千円の増額補正を行うものでございます。財源は市債及び一般財源となってございます。

続いて、3ページの上段、第2表債務負担行為補正を御覧ください。上段にございます粗大ごみ収集配車管理システム開発等業務委託料につきましては、先ほどの粗大ごみ収集デジタル化事業費のシステム開発について、今年度中に契約しても設計、実装、運用テストなどに約1年程度の期間を要することから、債務負担行為を設定するもので、期間は令和8年度、限度額は583万円となってございます。

環境部所管の一般会計補正予算に係る説明は以上となります。

最後に、報告第5号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。本件は、本年5月2日、江丹別町芳野の旭川市廃棄物処分場に接する市道におきまして、処分場敷地内の樹木の枝が落下し、走行中の相手方の車両の一部を破損する損害を与えたもので、市の負担割合を100%とし、その損害賠償額を27万8千487円と定め、本年6月30日に専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告させていただくものでございます。

このたびの事故を踏まえまして、今後は定期的な枯れ枝などの点検や必要に応じた剪定など、適切な樹木の管理を行い、再発防止に努めてまいります。

環境部からの説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 令和7年第3回定例会提出議案のうち、市立旭川病院所管分につきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、認定第11号、令和6年度旭川市病院事業会計決算につきまして、配付資料、令和6年度病院事業会計決算の概要に基づきまして御説明を申し上げます。資料を御覧ください。

最初に、資料上段の（1）年間患者数及び（2）1日平均患者数になりますが、入院では、予算11万1千325人に対し9万5千705人、1日当たりで予算305人に対し262.2人、外来では、予算21万3千597人に対し20万7千546人、1日当たりで予算879人に対し854.1人となっております。

また、上段右の（3）主要な建設改良事業につきましては、建物では防災設備改修工事等を行ったほか、医療機器では血管造影X線診断装置等を整備しております。

次に、その下の（4）予算決算比較の表になりますが、まず、上段の収益的収支につきましては、病院事業収益では決算額120億9千782万436円で、予算に対し主に本院医業収益の減によりまして、15億4千124万4千564円の減となっており、病院事業費用では決算額134億7千580万7千332円で、予算に対し主に本院医業費用の減によりまして、8億9千672万6千668円の不用額を生じております。

以上の結果、表の右側にありますとおり、当年度純損失は13億7千982万2千485円、未処理欠損金は138億8千411万9千248円となっております。

次に、下段の資本的収支につきましては、資本的収入では決算額15億4千884万円で、予算に対し主に企業債の減によりまして、1億458万円の減となっており、資本的支出では決算額21億3千971万3千377円で、予算に対し主に建設改良費の減によりまして、9千978万623円の不用額を生じております。なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしております。

次に、実質的な収支となります資金収支であります、資料右下欄外に記載をしておりますとおり、当年度資金収支はマイナス17億5千476万2千492円、当年度末資金残高につきましては、マイナス7億693万4千813円となっております。

決算についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第6号、旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。議案書を御覧ください。

本案は、削減病床1床につき410万4千円が支給されます国の病床数適正化支援事業補助金につきまして、このたび、当院に対して10床分を支給する旨の内示がありましたことから、許可病床数を10床削減し、一般病床を372床から362床にしようとするものでございます。施行日につきましては公布の日としております。

以上、よろしくお願ひを申し上げます。

○品田委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、東旭川支所米飯出張所について、理事者から報告願います。

○樽井市民生活部長 本件につきましては、令和8年4月の東旭川農協豊田支所の廃止に伴い、同所内に開設している東旭川支所米飯出張所の存置が困難となったため、地域住民との意見交換会を経て、その後の対応の方向性について一定の整理を行ったことから、その内容について御報告申し上げるものでございます。資料、東旭川支所米飯出張所についてを御覧ください。

経過といたしましては、本年5月、東旭川農協から令和8年4月17日をもって豊田支所を廃止すること、また、同所の一角を使用している米飯出張所については、同日以降の使用ができなくなることについて正式に確認をしたところであります。

このため、6月から8月にかけて、出張所の所管区域の住民を対象とした意見交換会を3回開催したほか、意見交換会に参加のできなかった出張所利用者に対しましては、御自宅を個別に訪問し、出張所機能の移転も含め、複数の対応策について御提示し、協議を進めてきたところでございます。

その結果、取りまとめたものが資料の2、対応策にあります（仮称）証明書等宅配サービスになります。これは、従来出張所で交付していた証明書等について、東旭川支所に電話連絡をいただくことで支所職員が直接御自宅までお届けするというもので、対象は東旭川町の豊田、米原、瑞穂地区の住民260世帯、493人、取扱い可能なものは住民票の写し及び印鑑登録証明書で、現在のところ、令和8年4月20日のサービス開始を予定しているところであります。今後、同サービスの開始に向けましては、事前説明会などの実施を通じ、地域住民の皆様に対し、丁寧に制度の周知を進めてまいります。

以上、米飯出張所に関わっての御報告でございます。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席して

いただいて結構です。

次に、旭川市リサイクルセンターオープニングセレモニーについて及び緊急銃猟を想定したヒグマ対応訓練についての以上2件について、理事者から報告願います。

○太田環境部長 旭川市リサイクルセンターオープニングセレモニーの開催について御説明させていただきます。旭川市リサイクルセンターにつきましては、老朽化した旭川市近文リサイクルプラザに代わる缶、瓶、紙パック、家庭金物資源化処理などをを行う中間処理施設として、令和5年から東旭川町上兵村にて建設を進めてまいりましたが、本年10月1日から供用開始となることを記念いたしまして、オープニングセレモニーを開催することといたしました。資料を御覧ください。

リサイクルセンターの基本方針や概要等につきましては、既に7月の民生常任委員会休憩中に施設を視察していただきましたので省略させていただきますが、資料右側に記載してございますように、オープニングセレモニーにつきましては、開催日時を本年10月1日午後2時とし、場所は施設正面玄関前を予定してございます。なお、雨天時については玄関ホールまたは2階研修室で行います。

出席者につきましては、市長をはじめ、市議会からは議長、副議長、民生常任委員会委員の皆様に御案内をさせていただくほか、地域の代表者、工事及び廃棄物処理業界関係者の皆様にも御案内をさせていただき、式典終了後には施設内の見学会も予定しているところでございます。

式次第につきましては資料のとおりで、所要時間につきましては、式典、見学会それぞれ25分、合計50分程度を予定しております。

民生常任委員会委員の皆様におかれましては、議会開会中の御多忙のところ誠に恐れ入りますが、御参加いただきますようよろしくお願い申し上げるところでございます。

オープニングセレモニーについての説明は以上となります。

続きまして、緊急銃猟を想定したヒグマ対応訓練につきまして御報告申し上げます。今年4月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、人の日常生活圏であって、安全確保が可能な場所にヒグマが出没した場合、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、市町村長の判断により銃猟することを可能とする緊急銃猟制度が新たに規定され、今月1日から施行となったところでございます。このため、今後、ヒグマが人の日常生活圏に出没した際に円滑に緊急銃猟を実施することができるよう、緊急銃猟に関する訓練を先週、9月18日木曜日に実施したところでございます。

今回の訓練につきましては、警察、猟友会、さらに、上川総合振興局にも参加いただき、神楽岡公園にヒグマが出没したという想定で、机上訓練及び実施訓練を行いました。

午前中の机上訓練ではヒグマの出没地点で現地本部を設置したことを想定し、緊急銃猟が実施可能かどうかの検討や、どのような条件を満たせば射撃が可能となるかといった、射撃条件の確認、さらに、交通規制や避難誘導の範囲などについて計画をまとめました。午後からは神楽岡公園に移動し、机上訓練で立案した計画に基づき実際に人員を配置し、模擬銃猟を実施したところでございます。訓練後の意見交換では、警察、猟友会、旭川市でそれぞれ利用している連絡手段が違うことから、現場の情報共有手段の整理が必要であるといった意見や、実際に発表するまでの手順が複雑で、準備している間に熊が逃げてしまうといった意見、実際の交通規制には想定より多くの人員が必要となるといった意見が出されたところでございます。

今回の訓練により様々な課題が見えてまいりましたので、今後も引き続き関係機関と連携しながら、訓練などを重ね、ヒグマが出没した際に円滑な対応ができるよう努めてまいります。

環境部からの報告は以上となります。どうぞよろしくお願ひします。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○石川厚子委員 ただいま、緊急銃猟を想定したヒグマ対応訓練について報告がありましたので、少しだけ質疑させていただきます。

今年に入ってからヒグマによる痛ましい事故が続いていますね。福島町、羅臼岳に続き、先日は三笠市でヒグマが住宅に侵入したということもあり、大変驚いております。

そんな中、9月1日に施行された鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に新たに規定された緊急銃猟に基づき訓練を行ったということなんですが、これ、ちょっと中を見てみると、市町村長は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物に侵入していること又は侵入するおそれが大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、第34条の4の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる、このように記されているわけなんですけれども、ここで市町村長というふうに記されているんですが、市長以外でも緊急銃猟、これを指示することはできるものなのでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 今回新たに規定されました緊急銃猟につきましては、法律上、緊急銃猟の権限は市町村長にありますが、現実に市町村長が現場で指揮などを行うことは通常想定されないことから、平時に市町村の担当者に権限を委任しておくことにより、市町村長以外の者でも緊急銃猟を実施することが可能であります。

○石川厚子委員 市町村長以外ということは、部長や課長であっても、緊急銃猟を指示することができるということだと思います。そこで、神楽岡公園で訓練を実施したということなんですが、第34条の4に当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができるとありますが、具体的にどういった方法で避難を指示するのでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 避難の指示につきましては、ヒグマが出没した場所や時間によってその手法は変わってまいりますが、ホームページやSNSで周知するほか、警察と連携しながら広報車などで周辺を回ったり、戸別訪問するなどといった方法を想定しているところであります。

○石川厚子委員 ホームページやSNS、広報車、戸別訪問などということなんですが、かなり時間がかかるというふうに思われるんですが、神楽岡公園内で全ての住民が避難し終えるにはどの程度の時間がかかるというふうに想定されていますか。

○後藤環境部環境総務課長 今回の訓練では、ヒグマ発見の通報後、公園管理者により既に公園内的人が全て避難を完了しているという状態を想定していましたため、計画の段階で具体的な時間というのは考慮していませんでしたが、実際に公園内の人気が避難完了するには、公園、かなり広いため、相当時間がかかるであろうと思われます。

○石川厚子委員 相当の時間がかかるであろうということなのですが、今回の訓練では、公園内の人人が全て避難を完了している、そういった状態から始めたわけなんですよね。それでも、北海道新聞の報道によりますと、ハンターらは公園に出動してから駆除終了までに45分かかったということです。これが、例えば花見の時期など、神楽岡公園は大勢の人でぎわっていることが考えられますから、公園内の全ての人が避難するには、少なく見積もっても数時間はかかるのではないかと思われます。そうしている間に、ヒグマはきっちりしているということは考えられないで、例えば公園を抜け出て住宅地に逃げ出してしまう、そういったことも考えられるのではないかでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 ただいま、委員御指摘のとおり、ヒグマが同じ場所にとどまっているということはないと考えております。そのため、ヒグマが移動した先によっては、市民に危険が及ぶということも想定されますことから、万が一の場合には、警察官職務執行法による対応も可能となるように、常に警察や獣友会との連携を取りながら進めていかなければならないと考えております。

○石川厚子委員 私も神楽岡に住んでいるものですから、住宅地に逃げ込まれることを考えると大変恐怖を覚えるものです。

市長ですか、市長から権限の委任を受けた部長とか課長は、一体どういったタイミングで銃猟を指示するのでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 緊急銃猟の指示につきましては、環境省が示す条件であります、人の日常生活圏への侵入であり、危険鳥獣による人の生命または身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で、銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがないということが全て確認できた状況で、実際に銃猟を行う者に対して証票を受け渡すことによって行うことになります。

○石川厚子委員 道新の記事を見ましても、腕章を受け取るまでに時間がかかったというふうに記されております。

そこで万が一、発砲した弾が人や建物に当たって被害が出た場合、その責任は市長が取ることになるのでしょうか。また、こういった被害を補填するための保険などには加入されているのかも、併せてお答えください。

○後藤環境部環境総務課長 緊急銃猟を実施したことによりまして、建物や乗り物などが損壊された場合や、その損壊に伴う損害につきましては、緊急銃猟の実施者である市町村長が補償することが規定しております。緊急銃猟の実施に伴い発生した損害に対する保険につきましては、今月から新たな保険メニューができたところであります、本市も今月から加入しているところでございます。なお、人的被害に関しましては、緊急銃猟が安全確保措置が取られていることが前提に行われる制度でありますことから、人身事故が発生するということは、鳥獣保護管理法でも許容されておりませんことから、国家賠償法に基づく対応になるとされております。

○石川厚子委員 発砲した弾が人や建物に当たるっていうのは論外なんですけれども、もさもさしているうちにヒグマが住宅地に逃げてしまうということも、これ大変問題だと思うんですよね。

失礼ながら、市長ですか、部長がヒグマ対策について物すごく詳しいとは思えないわけなんですねけれども、そんな中で銃猟を指示するっていう重い責任が伴ってくると思います。ぜひ、対応訓練、これが実効性のあるものにしていただきたいということを述べまして、私からの質疑を終わらせて

いただきます。

○品田委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午後2時08分